

大阪市告示第414号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立修道館	令和7年4月5日（土）	午前9時から 午後7時まで
	令和7年4月12日（土）	
	令和7年4月19日（土）	
	令和7年4月26日（土）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）